

霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業

(地域公共交通) 納付金

申請要領

霧島市企画部 地域政策課

(令和7年12月)

1 霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業（地域公共交通）給付金について

長期化するエネルギー等価格の高騰の影響により、経済的に大きな影響を受け、事業継続が困難になっている市内交通事業者の経営を支援し、及び下支えするために霧島市が交付する給付金です。

2 対象者

次の表に掲げる事業者で、次の(1)から(5)のいずれにも該当する必要があります。

路線バス事業者	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者
タクシー事業者	道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を行う者

- (1) 申請日時点で市内で事業を営んでおり、引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (2) 令和5年及び令和6年に市税を完納していること。
- (3) 鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業支援資金(令和7年4月1日～5月21日分)の交付決定及び確定を受けていること。
- (4) 次に掲げるものではないこと。
 - ア 政治団体
 - イ 宗教上の組織又は団体
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う事業者
 - エ 暴力団関係法人等
- (5) 給付金の趣旨に照らし、給付金を交付することが適当でないと市長が認める者でないこと。

3 給付額

区 分	給付額
路線バス事業者 申請日において、路線バスとして使用し、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている、市内の本店、支店又は営業所に所属している乗合バス車両又はこれに準ずる車両（リース車両を含む。） ※ 貸切に使用する車両は対象外	1台あたり 27,000 円
タクシー事業者 申請日において、タクシーとして使用し、国土交通省九州運輸局鹿児島運輸支局に登録されている、市内の本店、支店又は営業所に所属しているタクシー車両又はこれに準ずる車両（リース車両を含む。）	1台あたり 12,000 円

※備考

いずれも、霧島市内を本拠とする車両として登録されている車両に限ります。

4 提出書類等

法人や個人事業者ごとに申請してください。（申請書類チェックリスト、第1号様式から第3号様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。）

(1) 申請時提出書類

- ア 申請書類チェックリスト
 - イ 申請書兼請求書（第1号様式）
 - ウ 誓約書兼同意書（第2号様式）
 - エ 車両一覧表（第3号様式）
 - オ 鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業支援金（令和7年4月1日～5月21日分）交付決定及び確定通知書の写し
 - カ 対象車両の自動車検査証の写し
- ※1 使用の本拠の位置が「霧島市内」であるものに限ります。
- ※2 令和5年1月4日以降に車検を受けた方は「自動車検査証記録事項」の写しを提出してください。
- キ 給付金の振込先口座に係る通帳の写し（通帳を開いた1・2ページ）

5 申請期限・申請方法等

(1) 申請期限

令和8年2月13日(金) ※消印有効

(2) 申請方法

郵送または持参

(3) 提出先

〒899-4394

霧島市国分中央三丁目45番1号

霧島市地域政策課

「霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業（地域公共交通）給付金」担当 宛

6 給付までの流れ

①申請書類の受付

※当課に申請書類が到着した日を受付日

↓
とします。

②申請書類の内容審査

※不備がある場合は電話連絡します。

↓

③交付・確定決定通知書の送付

↓

④支給

※指定口座へお振込みします。

通帳記載名「**霧島市地域政策**」 現金での支給はできません。

「リシマシイセイク」

申請書類に不備が無い場合、受付日（市役所に届いた日）から概ね3週間程度
での支給を予定していますが、締切間近の申請は日数がかかる場合があります。

7 問い合わせ先

霧島市企画部 地域政策課

電話：0995-64-0952

FAX：0995-47-2522

メール：t-seisaku@city-kirishima.jp

URL：<https://www.city-kirishima.jp>

受付（問い合わせ）時間：土日・祝日を除く午前8時15分～午後5時

様式は霧島市ホームページでダウンロードできます。

霧島市エネルギー等価格高騰対策支援事業（地域公共交通）

検索